

前半

前期議長（奴間健司）就任の所信表明（2011年5月）

第1に、魅力と誇りある古賀市を目指す。古賀市の持てる特徴を最大限に生かし、市民の皆様の幸せ、環境、福祉、子育て、教育、そして産業振興など魅力あるまちづくりを実現するため、議会として19名の議員全員で積極的に役割を果たすよう努力する。

第2に、開かれた議会の充実を目指す。議会だよりの充実や議会のインターネット中継、録画の配信、議会ホームページの充実、議会主催の報告会の開催、市民が傍聴しやすい環境整備に取り組む。

第3に、議会の役割を発揮するために努力。議案に対する活発な質疑、決算審査の充実と予算や施政方針への反映、各常任委員会における所管事務調査と提言、各種団体との意見交換等の充実に取り組む。議会全体での研修会、議会基本条例の制定や第4次総合振興計画の策定について取り組む。

第4に、民主的な議会運営。日ごろからの議員同士のコミュニケーションに加え、議員連絡会の定期開催、必要に応じた会派代表者会の開催、正副議長と事務局との定期的打ち合わせなどに取り組む。

第5に、議会事務局の充実。議会事務局の職員が仕事しやすい環境整備に配慮し、議員の調査研究活動、政策づくりなどに対するサポート体制の充実に向けて配慮する。



前半

インターネット議会中継に至る合意形成の経験

①検討期間

- ア) 検討開始: 2011年6月3日
- イ) 会派代表者会議等での検討
- ウ) 同意確認: 2012年1月18日 (同意11人、不同意6人)
- エ) 市長の最終判断と全協での合意: 2012年1月30日
- オ) インターネット中継開始: 2012年6月5日

②検討してきたテーマ

- ア) 議会公開と議場老朽化対策は必要との共通認識
- イ) インターネット中継・録画配信はいまや標準的なサービス
- ウ) インターネット利用率が高齢者でも増加し、障がい者にとっては必需ツールとなっている
- エ) 初期投資、維持管理費は導入議会の拡大とともに安価傾向
- オ) 合意形成と並行して老朽化対策・デジタル化の予算要求を提出
- カ) 定住化、企業誘致さらには防災や市民参画の審議会等の中継にも役立つので、予算は議会費でも効果はまちづくり全般に及ぶ

前半

2012年6月議会からインターネット中継・録画配信を始めました。

iPadでも中継・録画を見ることができるようになりました！

議会トピックスでリアルタイムの議会情報発信

議員報告も掲載
付託議案の審査結果
閉会中の所管事務調査

前半

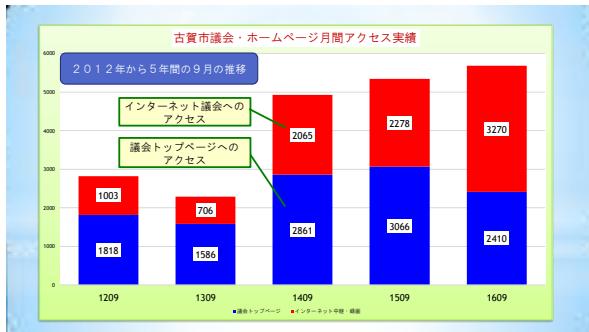
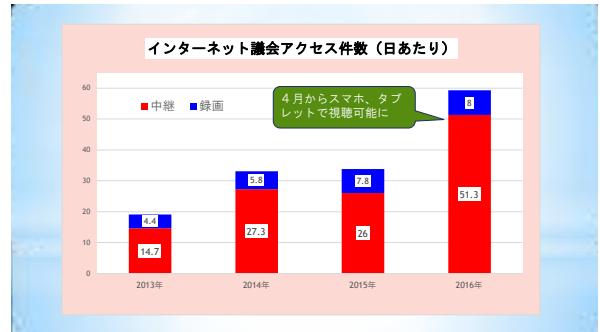
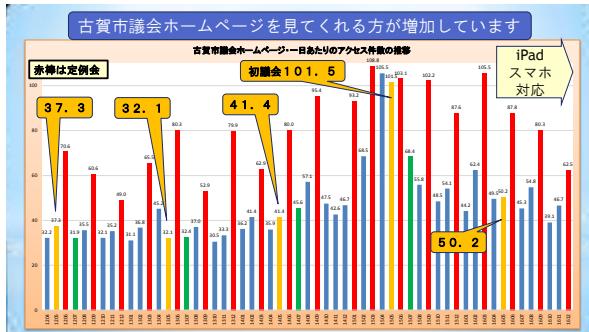
会期中の委員会の審議日程を事前に公開しました
審議する議案名とその審議順番

前半

政務活動費の収支報告をインターネット公開しました
(2015年1月21日)

2013年2月、政務活動費交付額表の全部を改正
便益額を記入せず、議事録による透明性確保義務も明記

2014年度分から領収書・収支報告・調査報告をインターネット全面公開へ



議会基本条例制定をめぐる論点

①条例の目的は何か
　あっても無くてもよいのか、必要不可欠な条件か、市民への約束か
②議会の役割、法的根拠、批判・監視、さらに政策提言、結果の説明責任)
③議員研修を盛り込む必要性(個人、委員会、議会全体)
④自由討議(必要性、法的根拠、休憩中でいいのかどうか)
⑤会議の規則削除(現状評価、傍聴者の許可手続の修正)
⑥議会報告会(議会として、会派、個人として、議員個人の意見の扱い)
⑦一問一答(一括質疑も認めるべきか、一問一答の意義)
⑧反問権(質疑と質問の違い、代案・根拠提出が必要とするかどうか)
⑨政策推進会議(別途委員会とどう違うのか)
⑩条例案の委員会提案か議会提案か

⑪条例案は賛成多数で可決、8ヶ月の準備期間を経て会議規則改正は賛成全員で可決(政策推進会議や議会報告会に関する要綱等を整備)
⑫条例案の文言の適正化における議会事務局の役割
⑬2014年4月以降は議員全員一丸となって
　具体化に取り組めた！

- 新たな取り組みとして**
県立大津市議会本条例では、これまでの取り組みを明文化とともに、新たな取り組みについても定めています。
- 自由な議論の場の設置（第8条）**
会議機関（過半数の人で議論をし、物事を決定する機関）である議会は、議論を重ねることで、その機能を果たすことができるものであり、活発に議論を行い意思疎通を図るための議論の場を設置すること等を定めています。
- 政策討論会（第9条）**
市民に関する重要な政策や課題について、共通の認識を持ち、合意形成を得るために開催できると定めています。
- 市民との意見交換会（第13条）**
直接選挙の市長を聽き、意見交換会を開催することにより、市民に対し説明責任を果たすとともに、新たな選舉権者の参政意識向上のための政策立案等につなげていくことが可能となります。
- 出前講習会（第15条）**
政治参加や政治に参加したいとする土壌は失われつつある中にあって、次世代への取り組みは重要課題であります。小・中学校などに適切に向き出し、議会への关心を高め、政治に参加したいと思える土壌づくりを図つていくことを定めています。
- 本企画への反響（第18条）**
議会における講習を充実させ、わかりやすいものとするために、市長等が、質問の趣旨を確認し、論点を整理する目的で、取扱うことができると定めています。
- 市民による政策への達成過程の説明（第19条）**
市長が提案する計画等の背景や経緯などについて、説明を求めるることを定めることにより、提案される政策等の信頼性や正当性が確保され、議会としての政策水準を高めることができます。

前半

議会を身边にする市民アンケート
2011年10月実施
2000人配布、456人回答

議会報告会要望 48%
インターネット見る 57%

市民の声を聞く会
2011年11月22日開催
39人参加

議会報告会を行政区ごとに開催を
議会基本条例に期待している
議員のやる気と質の向上が必要

「議会を身近にする中でアシスター」
「市民のみなさんの声を聞いて」を認識

議会報告会開催の有無

開催	未開催
議員のやる気と質の向上	議員のやる気と質の向上

議会報告会開催の有無

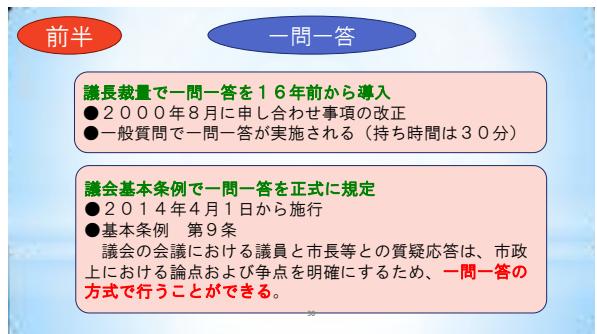
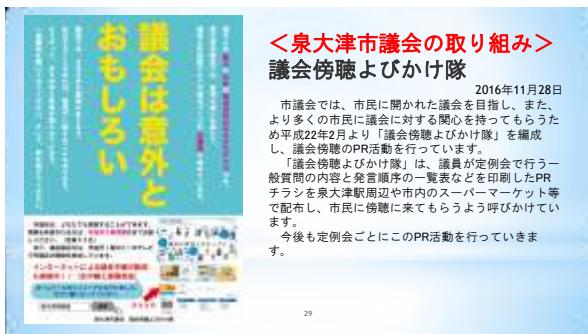
開催	未開催
議員のやる気と質の向上	議員のやる気と質の向上

議会報告会開催の有無

開催	未開催
議員のやる気と質の向上	議員のやる気と質の向上

議会報告会開催の有無

開催	未開催
議員のやる気と質の向上	議員のやる気と質の向上

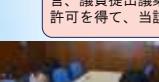


前半

反問権付与

議会基本条例で反問権付与を規定

- 基本条例 第9条第2項
議会の会議及び委員会において、市長等は、議員の質問、政策提言、議員提出議案等に間に、議論を深めるため、議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。



確認用（抜粋）

- 反問の内容が、議員が行った質問・質疑の範ちゆうから逸脱していると議長もしくは委員長が判断したときは発言を中止できる。
- 一般質問ならびに施政方針質疑で反問に対する議員の答弁時間は、持続時間に算入しない。
- 市長等は、反問権を行使するとは論点、争点を明確にするという趣旨を十分踏まえるものとする。

議会基本条例で定めた反問権等の運用について
議長と市長で確認書に印押（2014年3月27日）

31 実績はまだありません。

前半

請願・陳情

議会基本条例で市民による政策提言と位置付け

●基本条例 第6条第4項

議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議において必要があると認める場合は、**提案者の説明および意見を聴く機会を設けることができる。**

從來の請願審査

- ①所管委員会に付託
- ②紹介議員から願意の説明
- ③紹介議員に対する質疑
- ④休憩中に請願者の意見、質疑
- ⑤再開して討論、採決
- ⑥今後の課題
- ⑦請願者の意見聴取のルール化

陳情

- ①陳情文をコピーして全議員に配布
- ②議会だよりに記載

前半

自由討議の活用①

議会基本条例で自由討議尊重を規定

● 基本条例 第4条第1項
議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であること
を十分認識し、議員相互の自由な討議を尊重しなければならない。

会議規則で自由討議の運用を規定

● 会議規則第52条の2、第115条の2
質疑終了後、議長（委員長）が必要があると認めたとき又は動議
があったときは、会議に諮って **自由討議を行うことができる**。

● 会議規則第60条、第122条 質疑、自由討議又是討議が終わったと
きは、議長（委員長）はその終結を宣言する。

前半

自由討議の活用②

議会基本条例施行前に自由討議を試行

- 2013年12月議会
補正予算審査で休憩中に自由討議を試行

総務委員会で自由討議を活用

- 2014年6月議会
総務委員会に付託された議案審査（自治基本条例策定委員会設置条例）
で自由討議を活用

決算特別委員会で自由討議を活用

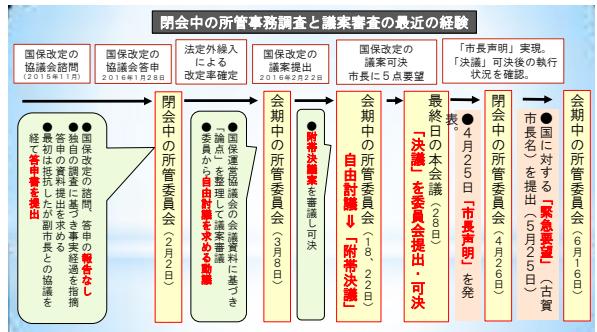
- 2014年9月議会
決算審査で質疑終了後、公共交通の在り方について自由討議を行い6人が
発言。委員長報告に盛り込む。

まち・ひと・しごと特別委で自由討議

- 2015年9月～12月 各会派・議員の意見を基に自由討議

市民建産委員会で自由討議を経て「附帯決議」「決議」

- 2016年3月議会 国保税改定に伴う市長への要望

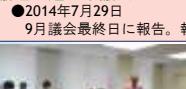


前半

タブレット活用

資料をPDFファイルで提供

- 2013年3月議会以降
議運メンバーで霧島市議会の先進事例を視察研修
- 2013年7月（政務活動）
議運で逗子市議会のタブレット活用を視察
- 2014年7月29日
9月議会最終日に報告。執行部に早期検討を提言。



本会議、委員会へのパソコン等の持ち込みを許可すでに多くの議員が活用しています

Google ドライブを活用した資料、日程、名簿などの共有から着手

前期

道子市議会の視察風景

前半

賛否の公開

議会だよりで全議案の議員ごとの賛否を掲載

- 2005年3月から主な議案賛否、2012年から全議案
- 押しボタン式表決システムを導入**
- 2014年6月議会
- 会議規則第70条（起立等による表決）に押しボタン式表決を規定。賛成、反対を明確にした。

●押しボタンによる採決後、議長は「投票総数・人、賛成・人、反対・人、どちら可否・否決」と口述。

●可否同数の場合は、直ちに議長裁決とする。以前は投票を行っていたが、可否同数が明確であることから投票を省略することが可能となった。



会議規則第70条（起立等による表決）の第3項、4項に「押しボタン式表決」について定めた。

前半

行動指針

前期に実施した議会基本条例に基づき、二元代表制の元、執行部とは建設発展的に議論し、可能な限りの議員総意を認め、その農民の意志に基づき即行動。議会内では建設的な議論を経てオリジナリティに富んだ古賀市議会の形成に努力

1 議会運営（何よりやすい議会の構築）

(1) 議会の可視化の拡充

- ①インターネット配信の有効活用と使用促進のための周知
- ②議会報による市民アンケート、必要かつなるましる広報

(2) 議員の情報開示

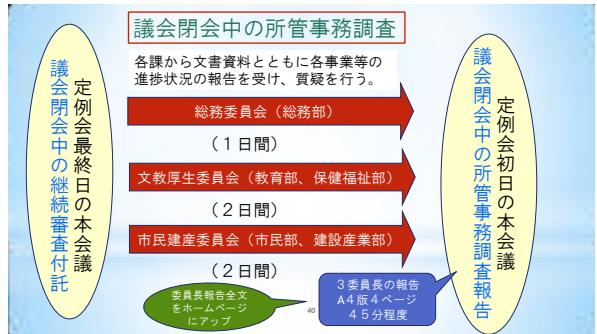
- ①会員登録の実施
- ②タブレット端末の有効活用や情報機器活用に向け執行部に働きかけ
- ③選舉委託にて議事録の議員会は可能な限り対応し情報を得る。

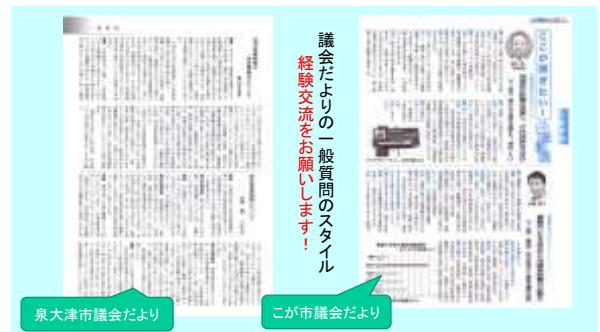
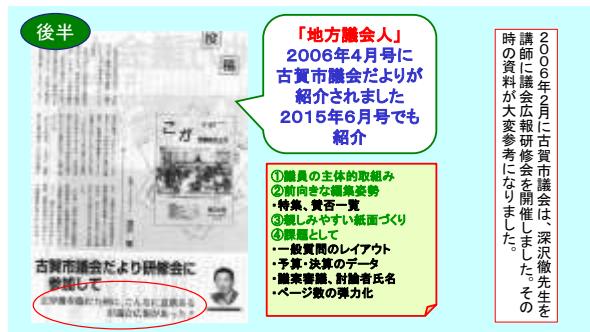
2 まちづくりへの施策について

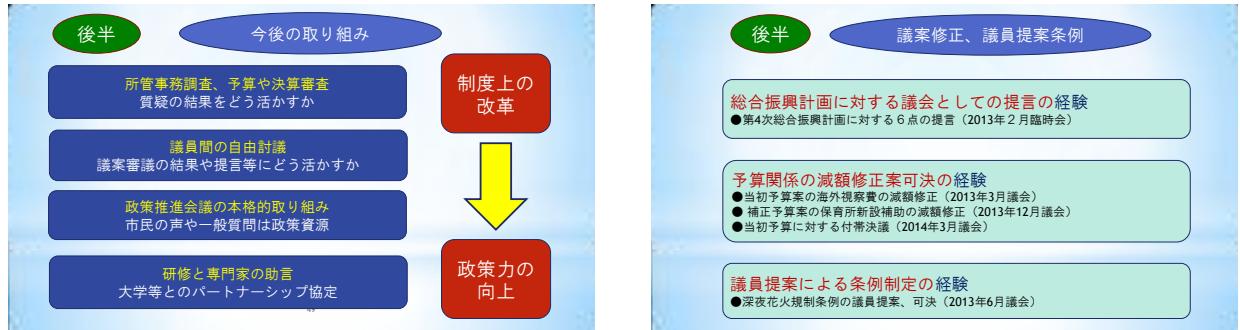
(1) にぎわいと希望する古賀市を創る

- ①第3次総合振興計画後見見直し案素、まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ②にまつべき議員などの体制づくり
- ③人口増対策にいては世代が定住できる環境づくり
- ④土地の有効活用で経済の活性化

(2) 積極的政策提言、執行部の評価・支援、県・国への働きかけ







後半

議会研修会の開催
課長、係長等を講師にテーマ別の研修会

前期は、財政、高齢者、産業、土地、教育、健康、農業の7テーマで実施。
今期も、財政、健康問題、水道行政をテーマに実施。

荒木教育長（当時）を
講師に研修会
2012年11月7日

財政問題研修会
2015年8月11日

健康づくり問題研修会
2016年5月23日

水道行政研修会
2016年10月21日

55

今期の政策推進会議

後半

政策推進会議
政策テーマ選定に向けて発表会を実施
(2015年10月19日)

地域公共交通をテーマに決定各会派・議員等で
公共交通の構想（案）を提出し
議員間討議を実施

今期

政策推進会議で研修会
九州運輸局の方を講師に
公共交通について学ぶ

2016年2月18日
第1委員会室

地域公共交通政策研究所の
研究員を講師に
研修会を開催

2016年5月20日
第1委員会室

57

2016年8月上旬

全議員が市内の路線バスに乗車して
現状調査を行いました。

バス乗務員から説明を聞きました

バスの中でアンケートに記入する高校生

乗客から直接聞き取りもしました

朝夕は通勤・通学で多かったです

制度改悪を活かした最近の初步的な経験

わざわざ切手を貼って郵送してくれた方もたくさんいました

994件のうち約4割の回答にはご意見がびっしり記入されていました

2016年8月～9月10日
公共交通に関するアンケート
私たちの予想を遥かに超える
994件の回答が寄せられました

994件の回答をパソコンで集計

政策推進会議全体会の様子

各会派・議員からの提案や議員間の
討議を積み重ねています

＜泉大津市議会の取り組み＞第1回政策討論会を開催しました

2016年4月20日

第1回政策討論会を開催しました。

平成28年10月27日、全議員が参加し、「人口減少」をテーマに未来ある本市のまちづくりに向け政策討論を行いました。

政策討論会では、3班に分かれてグループ討論を行った後、各グループの代表者による報告、全体での討論を行いました。

今回の政策討論会では、本市における人口減少について共通の課題や問題点なども見つかりましたが、もう少し議論を深める必要があるとの結論ができました。

次回は、今回の政策討論会の内容を踏まえて行う予定にしています。

The collage consists of five images arranged in a grid:

- Top Left:** A green oval containing the text "後半".
- Top Center:** A blue box containing the text "議会と大学のパートナーシップ協定" and "2月24日に協定書締結並びに記念講演".
- Top Right:** A photo of a classroom or lecture hall.
- Middle Left:** A photo of a modern building with a red roof, identified as "福岡女学院看護大学".
- Middle Right:** A photo of people at a meeting, identified as "古賀市議会".
- Bottom Left:** A photo of students in a classroom setting, identified as "市と大学の包括的連携".
- Bottom Right:** A photo of people at a table in a public library, identified as "公民館でのヘルステーション".
- Bottom Left Label:** "健康寿命延伸に向けた学生の地域活動".
- Bottom Right Label:** "62".

後半

福岡女学院看護大学と古賀市議会
のパートナーシップ協定を締結
(2015年2月24日)

前半

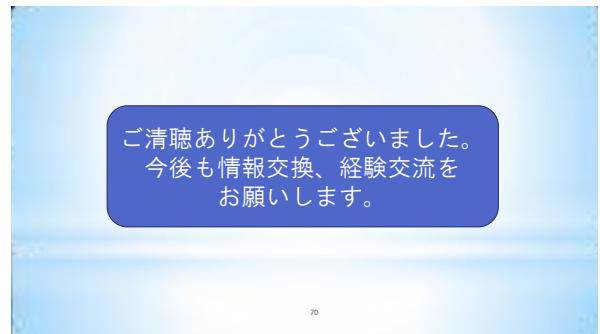
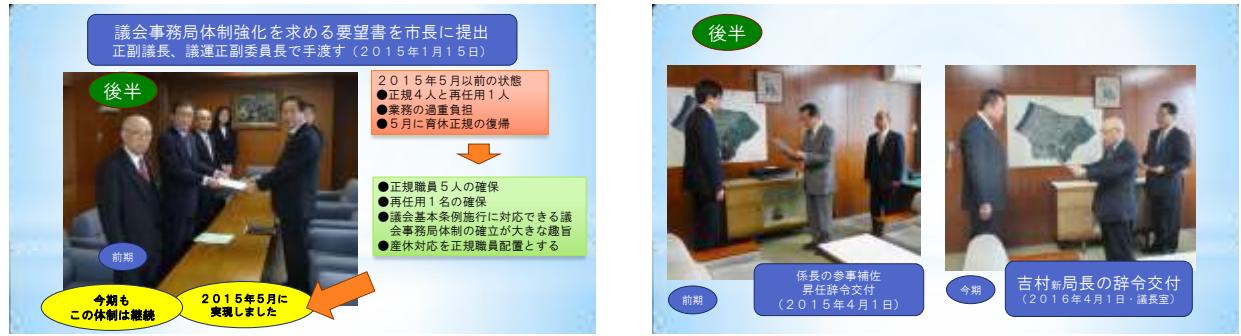
看護大学の松尾和枝教授が
議場で記念講演
(2015年2月24日)

3回目の議場での作文発表
(2016年2月13日)

小中学生が堂々と意見発表

子どもたちが幼稚園の
保護者等にお礼

表彰式



後半の質疑応答

ご清聴ありがとうございました。
今後も情報交換、経験交流をお願いします。